

議 会 資 料	議案第 106 号
総 務 課	

志摩市行政組織条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

令和 7 年に開催される全国豊かな海づくり大会の開催地に志摩市が選定されたことに伴い、当該大会の開催のため、「全国豊かな海づくり大会推進プロジェクトチーム」を設置する予定です。全国豊かな海づくり大会について、水産部門がその事務を担当することを明確にし、大会の円滑な準備・開催に資するため、条例を改正するものです。

2. 改正する条例の要点

現在の産業振興部を①水産と農林を所管する水産農林部、②観光と商工を担う観光経済部の 2 部に再編します。また、規則にて、上記プロジェクトチームを水産農林部に設置することを予定しております。

3. 改正による効果

全国豊かな海づくり大会プロジェクトチームの組織上の位置付けを行う土壌が整備されることで、大会の準備・開催のための連絡・調整が円滑に行われるようになります。

志摩市行政組織条例(平成27年志摩市条例第27号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 産業振興部</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 産業振興部</u></p> <p>ア <u>農林に関すること。</u></p> <p>イ <u>耕地に関すること。</u></p> <p>ウ <u>畜産に関すること。</u></p> <p>エ <u>鳥獣保護に関すること。</u></p> <p>オ <u>水産に関すること。</u></p> <p>カ <u>漁港に関すること。</u></p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 水産農林部</u></p> <p><u>(6) 観光経済部</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 水産農林部</u></p> <p>ア <u>水産に関すること。</u></p> <p>イ <u>漁港に関すること。</u></p> <p>ウ <u>農林に関すること。</u></p> <p>エ <u>耕地に関すること。</u></p> <p>オ <u>畜産に関すること。</u></p> <p>カ <u>鳥獣保護に関すること。</u></p>

- キ 商工に関すること。
- ク 雇用対策等に関すること。
- ケ 観光に関すること。
- コ 集客交流等に関すること。

(6) (略)

(7) (略)

(6) 観光経済部

- ア 観光に関すること。
- イ 集客交流等に関すること。
- ウ 商工に関すること。
- エ 雇用対策等に関すること。

(7) (略)

(8) (略)